

高富町・伊自良村・美山町合併協議会幹事会規程

(平成13年8月1日 制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、高富町・伊自良村・美山町合併協議会規約第13条第2項の規定に基づき、高富町・伊自良村・美山町合併協議会(以下「協議会」という。)の幹事会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 幹事会は、高富町・伊自良村・美山町合併協議会会長(以下「会長」という。)の指示を受け、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 協議会への提案事項に関すること。

(2) 協議会の専門部会の活動の進行管理等に関すること。

(3) その他協議会の運営全般に関し必要な事項

(幹事)

第3条 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(組織)

第4条 幹事会は、幹事長、副幹事長2名及び幹事をもって組織する。

2 幹事長及び副幹事長は、幹事となる者の互選による。

(会議)

第5条 幹事会の会議は、幹事長が必要に応じて随時開催する。

(会議の運営)

第6条 幹事長は、会議を主宰し、会議の議長となる。

2 副幹事長は、幹事長を補佐する。

3 幹事長に事故あるとき又は幹事長が欠けたときは、幹事長があらかじめ指名する順位による副幹事長が幹事長の職務を代理する。

(関係者の出席)

第7条 幹事長は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第8条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果を会長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 幹事会の庶務は、協議会事務局において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、幹事会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年8月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	職 名			
高 富 町	助 役	収 入 役	総務課長	企画課長
伊 自 良 村	助 役	収 入 役	総務課長	総務課長補佐兼 企画財政係長
美 山 町	助 役	収 入 役	総務課長	企画財政課長